

セーフガードの本格発動に関する意見書

政府は、輸入の急増で打撃を受けている農産物の生産を守るためのセーフガード（緊急輸入制限措置）の発動を求める声にこたえ、長ネギ、生シイタケ及び畳表について暫定発動しました。しかし、既に調査も終了し、条件が整っているにもかかわらず、いまだ本格発動に踏み切っておりません。特に、長ネギや生シイタケは、暫定措置が切れる秋からが本格的な需要期であり、早急に本格発動が必要であります。

国内農業を守り発展させることは、消費者の食を守ることにもなり、食料をこれ以上輸入に頼ることは、食料の安定供給の面でも極めて危ういものとならざるを得ません。

よって、政府におかれては、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 セーフガードの暫定発動をしている長ネギ、生シイタケ及び畳表については、早急に本格発動を行うこと。
- 2 食料の輸入依存政策を改め、食料自給率を向上させるための施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年9月21日

(提出先)内閣総理大臣、農林水産大臣